

令和3年度 第22回庁議要旨

日時：令和4年2月28日（月）
午前9時～午前10時5分
会場：庁議室

[審議事項]

1 株式会社ベガルタ仙台及び株式会社マイナビフットボールクラブとのスポーツ交流活動等に関する協定について（復興政策部）

株式会社ベガルタ仙台は、被災地クラブとして復興支援活動により一層力を入れていくため、東日本大震災から5年が経過した平成28年2月に復興支援室を設置し、同年4月に本市と復興支援連携に関する協定を締結した。

協定締結後は、株式会社ベガルタ仙台と連携して各種事業を実施してきたが、昨年2月にベガルタ仙台レディースの経営権が株式会社マイナビへ譲渡されたことから、現在は株式会社マイナビフットボールクラブがレディースチームの事業運営を行っている。

昨年3月で東日本大震災から10年が経過し、復興期間として1つの節目を迎えたことから、現在締結している協定の見直しを検討してきたところであるが、株式会社ベガルタ仙台及び株式会社マイナビフットボールクラブより新たに協定を締結したいとの申出があったため、今後の連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

(株式会社ベガルタ仙台)

復興支援から復興後の次のステージに向かった連携・協力を行うため、新たに協定を締結する。

(株式会社マイナビフットボールクラブ)

株式会社マイナビフットボールクラブと引き続きレディースチーム関係の事業を通じた地域振興を図るため、新たに協定を締結する。

(1) 主な内容

株式会社ベガルタ仙台及び株式会社マイナビフットボールクラブと下記同内容で締結を行う。

① 連携事項

- ア スポーツ振興に関すること。
- イ 健康増進に関すること。
- ウ 青少年の健全育成に関すること。
- エ その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

② 協定締結期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

- 令和4年3月18日 株式会社ベガルタ仙台との協定締結式
- 29日 株式会社マイナビフットボールクラブとの協定締結式

2 放課後児童クラブの民間委託に伴う開設場所等の変更について（福祉部）

本市の放課後児童クラブは、現在、全48クラブのうち、46クラブを直営、2クラブを民間委託にて運営しているが、令和4年度以降に順次民間委託を進めることとしている。

民間委託にあたり、受託事業者は既存の児童クラブ室の活用だけでなく、待機児童の解消及び通所時における利用児童の安全確保ができる場合、事業者が所有する施設での事業運営を行うことも可能としている。

令和4年度より蛇田地区及び鹿又地区において民間委託を行うことから開設場所の変更を行い、直営と同様に保護者の就労等により保育を受けられない小学生の遊びと生活の場を提供することで、児童の安全確保と健全育成を図る。

(1) 主な内容

【蛇田地区変更内容】

	現行	令和4年度～
運 営	直営	民間委託 (NPO法人乳幼児保育園ミルク)
開設場所	第一 : 蛇田字上中塚97番地1 第二 : 蛇田字上中塚62番地2 第三、第四 : 丸井戸二丁目2番6号	第一 : 蛇田字上中塚97番地1 第二 : 蛇田字上中塚62番地2 第三～第七 : 蛇田字新丸井戸28番地1
定 員	第一 : 70人 第二～第四 : 各50人 合計 : 220人	第一～第七 : 各40人 合 計 : 280人

【鹿又地区変更内容】

	現行	令和4年度～
運 営	直営	民間委託 (社会福祉法人一視同仁会)
開設場所	第一、第二 : 鹿又字矢袋屋敷合31番地	第一 : 鹿又字八幡前15番地 第二 : 鹿又字矢袋屋敷合31番地
定 員	第一 : 30人 第二 : 50人 合計 : 80人	第一、第二 : 各50人 合計 : 100人

(2) 今後の予定

令和4年3月 市議会第1回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について追加提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）

石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正
（施行予定年月日：令和4年4月1日）

2 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替えする場合、宮城、岩手、福島の被災3県統一で減免措置とする方針を受け、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ自立再建（住宅再建）できていない被災者がいる状況で、減免期間が令和4年3月31日をもって終了となる。

なお、宮城県からは、「令和4年度も減免措置を継続する」及び「減免措置の終了時期は各県及び特定行政庁で足並みをそろえるべき」との方針の連絡を受けている。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(2) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和5年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ア 建築確認申請手数料
- イ 中間検査申請手数料
- ウ 計画変更申請手数料
- エ 完了検査申請手数料
- オ 建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

令和4年3月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」
の一部改正（施行予定年月日：令和4年4月1日）

[報告事項]

1 石巻市コミュニティ形成支援補助金の見直しについて（復興政策部）

東日本大震災の影響により地域住民が主体となって実施するコミュニティ活動の促進に必要な行事等が減少したことから、自治会に対して地域コミュニティの形成、促進を図るイベント等の事業を行う場合、平成24年度からコミュニティ形成支援補助金を交付している。

当該補助金は、震災後のコミュニティ形成を目的としており、震災から10年が経過したこと、また、今後、国からの財源が見込めないことから、今後の在り方について制度の見直しを検討してきた。

自治会のコミュニティ活動における負担軽減を図る必要があることから、段階的に補助限度額を減額することとし、自主財源による運営への移行を図るもの。

(1) 主な内容

補助限度額の見直し

- ① 改正前
1自治会につき10万円を限度
- ② 改正後
1自治会につき5万円を限度

(2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市コミュニティ形成支援補助金交付要綱の一部改正
（施行予定年月日：令和4年4月1日）
補助金制度の見直しについて自治会あて通知
4月 ホームページで周知

2 ふるさとワーキングホリデー事業の実施について（復興政策部）

少子高齢化に加え東日本大震災による人口流出が加速し、人口減少対策が課題となっており、新たな本市への人の流れを創出する取組が必要となっている。

また、人口減少に伴い、特に一次産業における若手人材不足が顕著となっており、担い手となり得る労働力の確保が求められている。

こうした中で、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっている傾向を捉え、本市への移住を促進するための受け皿づくりを進めていく必要がある。

都市部の若者等が一定の期間、働きながら石巻市に滞在し、地域の人たちとの交流などを通じ、関わりを深めてもらうことで、関係人口の増加を図り、移住定住を促進する。

(1) 主な内容

総務省が支援する「ふるさとワーキングホリデー実施事業」について、本市の一次産業（農業及び漁業）をメインに受入事業者と連携を図りながら事業を展開するもの。

おおむね2週間から30日程度、働きながら石巻市に滞在いただき、滞在中は地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、石巻市ならではのプログラムを参加者に提供する。

実施に当たっては、受入事業者をプロポーザル方式で決定し、主に下記内容について委託事業として実施する。

① 受入体制の整備・充実

- ・就労場所および滞在場所の確保
- ・相談窓口の設置

② 参加者の募集

- ・ふるさとワーキングホリデーポータルサイトへの情報掲載
- ・参加者に対する労働等の内容の説明

③ 地域との関わりを深める取組の提供

- ・所定の休日や就労時間外に、参加者が任意に参加することができる地域住民との交流イベントや、本市について知るための学びの機会を与える場等を企画し、地域との関わりを深める取組を提供する。

(2) 今後の予定

令和4年5月 プロポーザル選定委員会の開催

7月 事業者の決定、事業実施

3 結婚支援等事業の実施について（復興政策部）

少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼしている。

こうした背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている状況があり、これら課題の解決に向け、若い世代が結婚や子どもについての希望を実現できる社会をつくり、将来にわたる展望を描けるような環境の整備が求められている。

少子高齢化・人口減少対策が大きな課題となっている中で、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を促進するため、結婚を希望する独身者及び新婚世帯への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。

(1) 主な内容

① 結婚等支援事業補助金（イベント等実施団体への補助）

ア 婚活事業

独身男女を対象とした婚活イベントに加え、事前セミナー及びフォローアップ等を実施し、結婚につながる機会を提供する事業 $300 \text{千円} \times 1 \text{団体} = 300 \text{千円}$

イ 恋活事業

独身男女の出会いの機会を提供する事業 $150 \text{千円} \times 2 \text{団体} = 300 \text{千円}$

② みやぎ結婚支援センター利用促進補助金

令和3年9月1日から宮城県が開設した「みやぎ結婚支援センター」が実施するAIを活用したマッチングシステムへの登録料11,000円の半額を補助するもの。

$5,500 \text{円} \times 100 \text{人} = 550 \text{千円}$

③ 結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得費用、引越費用等の一部）を補助
[補助要件]

- ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が400万円未満（世帯年収約540万円未満に相当）の新規に婚姻した世帯

[対象経費]

- ・婚姻に伴う以下の費用
 - 住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）
 - 住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）
 - 引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）
 - リフォーム費用

[補助上限額]

- ・1世帯当たり30万円。ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円。

[予算額]

$600 \text{千円} \times 50 \text{件} = 30,000 \text{千円}$

$300 \text{千円} \times 50 \text{件} = 15,000 \text{千円}$

(2) 今後の予定

令和4年3月 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱制定（令和4年4月1日施行）

結婚新生活支援事業補助金交付要綱制定（令和4年4月1日施行）

4月 募集開始

4 令和3年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて、その荣誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人6名、団体1件

氏 名	功 績
かりわの なな 荻和野 那奈 蛇田中学校 3年	第54回受信環境クリーン図案コンクール 総務大臣賞
すぎうら たいち 杉浦 泰地 湊小学校 6年	第16回IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」 2020 書写(硬筆)「書写賞」小学5年生
たかはし ぼる 高橋 玄 鹿又小学校 3年	第14回「いじめ防止標語コンテスト」小学生の部 文部科学大臣賞
さとう みさと 佐藤 美里 常盤木学園高校 3年	第74回全国高等学校陸上競技対校選手権大会 200m 優勝
ふじい なおのぶ 藤井 直伸 東レ株式会社	第32回オリンピック競技大会 バレーボール男子 7位入賞
きくち れん 菊地 恋 石巻西高校 2年	第7回Kサクソフオーンコンクール 高校生の部 第1位
はやしそろばん <small>そうごうがくえん</small> 総合学園	第39回全日本珠算技能競技オンライン大会 団体総合競技第2部(中学生以上の部) 優勝

(2) 今後の予定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式は举行せず、後日、担当者が受賞者宅を訪問し、表彰状及び記念品を贈呈する。

5 石巻市消防団員自動車運転免許取得事業補助金の創設について(総務部)

道路交通法の一部改正(平成29年3月12日)により、免許の細分化が行われ普通自動車運転免許(以下「普通免許」という。)で運転できる車両の総重量が3.5トン未満に制限されたほか、3.5トン以上7.5トン未満の車両の運転については新設された準中型自動車運転免許(以下「準中型免許」という。)が必要となった。

当市においても、道路交通法改正により消防団車両を運転することができない団員やAT車の普及によりAT限定の普通免許を取得している団員が在籍しており、団員数が年々減少するなか将来的に消防団車両を運転する者の確保が困難となることが予想される。

また、国においては、助成制度の創設により運転者を確保するよう消防組織法に基づく助言を发出するとともに、助成に係る特別交付税措置が定められている。

消防団員が有事の際の緊急出動を円滑に行うための環境整備を図るとともに、免許の種別により消防団活動が制約されないよう、必要な資格取得及び消防団員の確保に向け補助金を交付するもの。

(1) 主な内容

- ① 対象者 以下のすべてを満たすもの
 - ア 石巻市消防団員
 - イ 石巻市消防団長が推薦する者
 - ウ 補助金の交付を受けた後2年以上団員として活動することを誓約する者
 - エ 市税に過去5年間滞納がない者
- ② 補助内容
 - ア 運転免許を有していない者が、準中型免許を取得する場合に係る経費の2分の1(上限18万円)
 - イ 普通免許(AT限定普通免許を含む)を有している者が、準中型免許を取得する場合に係る経費の2分の1(上限8万円)

- ウ 準中型5トン限定免許（準中型5トンAT限定免許を含む）から、限定を解除する場合に係る経費の2分の1（上限4万円）
- エ AT限定普通免許から、限定解除する場合に係る経費の2分の1（上限3万円）

(2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市消防団員自動車運転免許取得事業補助金交付要綱制定
 （施行予定年月日：令和4年4月1日）

6 係の設置について（財務部・総務部）

本市の組織体制は、平成13年度から一部の課によるグループ制への試行期間を経て、平成16年4月に全庁的な本格移行とした。

東日本大震災以降は、復興事業による事務量の増加に加え、複雑・多様化する行政課題への対応により、職員の事務ミスは増加傾向にあり、組織体制の見直しも検討してきたが、慢性的なマンパワー不足が続き、全国の自治体から支援を受けている中では難しい状況であった。

復興事業の進捗や各種行政課題に対応した令和4年度組織改編に併せ、責任と権限を明確化するなどの組織体制の見直しを行う。

(1) 主な内容

現在218あるグループを廃止し、167の係を設置し係長を置く。

○各部等の係設置状況

部等名	組織体制	係数	部等名	組織体制	係数
総務部	10課1室	22	建設部	8課	21
復興企画部	5課	12	病院局	4課40室等	3
総合支所	12課	24	会計管理者	2課	2
市民生活部	5課4支所	16	教育委員会	5課13機関	22
保健福祉部	8課2室2センター	28	市議会		2
産業部	5課1室	12	行政委員会	5会	3

(2) 今後の予定

令和4年3月 係設定に伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和4年4月1日）
 4月 広報等による組織体制変更のお知らせ

7 新型コロナウイルス感染症対応協力金の延長及び拡充について（新型コロナウイルス感染症対策）（健康部）

国内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴い、入院者数・重症患者数が増加傾向にある中、県内では、福祉施設等でクラスターが発生するなど病床使用率は高いレベルで推移しており、依然として予断を許さない状況が続いている。

本市においては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間においてPCR検査等を実施した診療・検査医療機関等に協力金を交付しているが、新規感染者の増加に伴い、診断に必要な検査数が増加しており、圏域の医療提供体制への影響が懸念されることから、さらなる検査体制の充実が求められている。

新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制の充実のため、PCR検査等を実施している診療・検査医療機関等に交付する協力金を延長及び拡充するもの。

(1) 主な内容

【新型コロナウイルス感染症対応協力金の概要】

PCR検査等を実施している診療・検査医療機関等に対して、協力金を交付する。

① 交付対象者

宮城県から診療・検査医療機関等に指定されている市内の医療機関

② 交付金額

ア 検査協力分

診療・検査医療機関 指定月数に50千円を乗じて得た額【継続】

受診・相談センター連携機関 指定月数に100千円を乗じて得た額を加算【新規】

イ 検査実績分【新規】

診断に必要なPCR検査等を実施した件数に2千円を乗じて得た額

(2) 今後の予定

令和4年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

石巻市新型コロナウイルス感染症対応協力金交付要綱の一部改正

(告示の日から施行、令和4年4月1日から適用)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（健康部）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和4年3月31日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和4年6月30日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和4年6月30日まで延長する。

なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和4年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

同月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

9 石巻市地域互助活動促進事業助成金の助成期間延長について（健康部）

地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、次世代型地域包括ケアシステムを推進するため、

市民主体の団体が身近な地域において行う日常生活上の助け合い活動に対し、3年を限度に石巻市地域互助活動促進事業助成金を交付してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で活動の自粛や事業の縮小等を余儀なくされる状況が続いているため、当初見込んでいた3年では自立した活動ができる体制まで至っておらず、各団体から助成期間の延長等について要望書が提出されている。

助成期間を見直すことにより、市民主体の地域活動の継続と自立に向けた支援を図るもの。

(1) 主な内容

「一事業につき3年を限度」とする助成期間に加えて、「市長が特に必要と認めるときは、当該期間を延長することができる」ものとする。

(2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市地域互助活動促進助成金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

10 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う中小企業者への独自支援策の実施について(新型コロナウイルス感染症対策)(産業部)

長期化するコロナ禍にあって中小企業者等の経営はひっ迫した状態が続いており、宮城県の緊急特別要請による外出自粛等の影響もあり、飲食業に限らず多くの業種において経営立て直しの機会を失っている状況にあることから、経営支援を実施する必要がある。

幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、中小企業者等の事業の継続を支援する。

(1) 主な内容

① 事業復活補助金 ※(国)事業復活支援金の石巻市版

ア 目的 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少した市内の事業者のうち、国の事業復活支援金に該当するほどの売上高減少が無く、対象とならない事業者に対し、補助金を支給する。

イ 対象 中小企業者または個人事業主
※国の事業復活支援金の支給対象とならないこと。また、支給を受けていないこと。

ウ 対象要件 令和3年11月から令和4年3月までのいずれか1か月の売上高が平成30年から令和3年までの同月売上高と比較して20%以上30%未満減少した事業者

※(国)事業復活支援金：

申請期間 令和4年1月31日から令和4年5月31日まで

令和3年11月から令和4年3月までのいずれか1か月の売上高が平成30年から令和3年までの同月売上高と比較して30%以上減少した事業者

エ 支給額 [法人]上限額25万円

売上減少額200万円未満 15万円

200万円以上 25万円

[個人事業主]上限額10万円

売上減少額 50万円未満 5万円

50万円以上 10万円

② 中小企業等事業再構築支援補助金 ※(国)事業再構築促進事業の石巻市版

ア 目的 ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業再構築を支援する。

イ 対象 中小企業者または個人事業主

※国の事業再構築促進事業の対象となっていないこと。

ウ 対象要件 ・申請前の6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、新型コロナウイルス感染症影響前の同3か月と比較して10%以上減少していること

・事業再構築につながる取組を行うこと

例：①ヨガ教室では室内での密を回避するため、新たにオンライン形式で運営を開始

②居酒屋で新たにオンライン専用の注文サービスを開始 等

・対象となる経費：建物購入費、建物改修費、設備導入費、システム購入費、技術導入費、販売促進費等

エ 支給額 1事業者あたり上限100万円 補助率2/3(補助金の下限無)

(2) 今後の予定

令和4年3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案

各補助金交付要綱制定(施行予定年月日：令和4年4月1日)

1.1 学力向上推進事業の実施について(教育委員会)

令和元年度から3年間、県教育委員会から宮城県学力向上マネジメント支援事業の指定を受け、市内小・中学校13校のモデル校を対象として、標準学力調査に基づいた「学力向上のためのPDCAサイクル」による指導を実践し、その成果が見られた。

令和4年度からは、全市立小・中学校にこの取組を拡大し、標準学力調査を活用したPDCAサイクルに基づく授業改善の実践や、全児童生徒を対象にタブレットドリルを導入し、1人1台のタブレット端末を活用した学習機会の確保等により学力の向上を図るもの。

(1) 主な内容

市内の全児童生徒を対象とした標準学力調査の実施と、その結果を基にした「学力向上のためのPDCAサイクル」による指導を全市立小・中学校において展開するために、次の事業を行う。

<主な事業内容>

①年2回の標準学力調査の実施(小学1年から中学3年まで 実施教科：国語、算数・数学)

②標準学力調査の結果を分析し、市全体の学習指導の見直しや授業改善につながる方策の策定、発信のため、石巻市学力向上推進委員会の実施

③指導主事による学校訪問(相談・指導・助言)

④小中連携による中学校区毎の学習習慣の確立、小・中学校間の学習指導に関する検討の実施

⑤タブレットドリルを用いた効果的な学習指導の展開や、運用開始に伴う設定や年度更新に伴う諸手続きに関する教員対象研修の実施(小学1年から中学3年まで 導入教科：算数・数学)

(2) 今後の予定

令和4年4月～ 事業実施

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う市立学校における臨時休業等の対応、高校入試日程及び部活動における自粛期間の延長について（教育長）
- ・市議会議員との懇親会中止及び黒須光男議員の迷惑行為について（総務部）

以上